

同性婚を認めないのは憲法違反 社会の変化 札幌地裁が初の司法判断

3月17日、同性同士の結婚を認めない民法などの規定が憲法に違反するとして、札幌地裁は「同性婚を認めないのは、不合理な差別で法の下での平等に反する」と初の「違憲」判断を示しました。

伝統的な考え方

同性カップルは、公的な家族ではないことから遺産相続や配偶者控除等が認められません。さらに、パートナーの手術同意ができないことや、入院時の面会ができず、最愛のパートナーの最後に立ち会えないことも、同性カップルでは日常的に起こっています。

同性婚が法的に認められると、このようなことが解消され、法的に様々な形で保護されます。

今回の裁判では、「結婚は男女の性的なつながりを前提にした枠組み」という日本社会での伝統的な考え方が変化している中、同性婚が男女の結婚と同様に法的な利益を受けられないことが許されるのかが争われました。

時代の変化を知ること

札幌地裁は判決の中で、「性的指向は個人の性質で、性別や人種と同様である」、「同性カップルに結婚の法的効果など扱いに差を設けるのは差別」とし、また、「同性愛は精神疾患という誤った知見が1980年ごろまで通用していた」と示しました。

好きな人とただ家族として当たり前にも認められたい同性カップルが、実際にいること。

私たちは、一人ひとりの多様な価値観を認めながら、時代の変化を知り、対応することが求められています。